

Title	〔最高裁判事例研究 二〇五〕一、譲渡担保権者と第三者異議の訴え 二、譲渡担保権者が 目的物件につき自己の債権者のために更に譲渡担保権を設定した場 合と第三者の異議の訴え
Sub Title	
Author	伊東, 乾(Ito, Susumu) 花房, 博文(Hanafusa, Hirofumi) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.1 (1983. 1) ,p.112- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830128-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判事研究 二〇五〕

昭五六〇 (最高民集三五卷
九号一三三八頁)

一、讓渡担保権者と第三者異議の訴え

二、讓渡担保権者が目的物件につき自己の債権者のために更に讓渡担保権を設定した場合と第三者異議の訴え

第三者異議事件(昭五六・一二・一七第一小法廷判決)
Y(被告・控訴人・上诉人)は昭和五二年八月二〇日Aに対する広島法務局所属公証人何某作成昭和四九年第三二八六号公正証書の執行力ある正本に基づき、中空成型機VTP—五五(鳥羽製作所製造)二基(以下本件物件という)につき、照査手続をした。AはX(原告・被控訴人・被上诉人)に対し、昭和四九年一〇月上旬から昭和五〇年四月九日までの間のプラスチック製品の加工賃及び原料代として九八〇万五〇八四円の債務を負担していたが、右同日、Xとの間で、右金額を同年五月一日から同年八月三十一日までの間に六回に分割して支払い、右支払を担保するため本件物件の所有権をXに讓渡し、Aが債務を完済したときは本件物件の所有権は当然同人に復帰する旨の讓渡担保契約を締結し、占有改定の方法によりその引渡を了したところ、はじめの三回分の分割金を支払つたのみで、その後遅滞に陥り、残り三回分の分割金合計五九一万七二五円を支払わない。

Xは、本件物件をA方から搬出したうえ、昭和五二年二月二八日、Bとの間で、本件物件につき讓渡担保契約(すなわち再讓渡担保契約)を締

結した。ZはYを相手に第三者異議の訴えを提起、第一審がZの請求を認容し、第二審もまたYの控訴を棄却したので、Yから上告。

最高裁は、次のように判示して、上告を棄却した。曰く、「讓渡担保権者は、特段の事情のないかぎり、讓渡担保権者たる地位に基づいて目的物件に対し讓渡担保権設定者の一般債権者がした強制執行の排除を求めることができるものと解すべきところ」(判旨第一点)、「讓渡担保権者がその目的物件につき自己の債権者のために更に讓渡担保権を設定した後においても、右讓渡担保権者は、自己の有する担保権自体を失うものではなく、自己の債務を弁済してこれを取り戻し、これから自己の債権の満足を得る等担保権の実行について固有の利益を有しているから、前記の強制執行に対し讓渡担保権者たる地位に基づいてその排除を求める権利も依然としてこれを保有しているものと解するのが相当である」(判旨第二点)と。

判旨は正当である。

判旨第一点は従来判例を踏襲するものだが、仮登記担保に関する最高(大)判昭和四九年一〇月二三日以後にも、讓渡担保については従前の判例理論が踏襲されることを確認した点に、意義がある。そうして、讓渡担保は、「担保」たると同時にヨリ多く「讓渡」担保たるものであるから、優先弁済の訴えのみを認めようとする学

界に優勢な傾向にも拘わらず、判旨のように第三者異議の訴えを認めることが正当である（伊東「第三者異議の訴え」民事訴訟法演習Ⅱ一四二頁以下（その一四五頁）、同「譲渡担保と第三者異議の訴え」判例評論一二八号三四頁以下、中野「譲渡担保権者と第三者異議の訴え」強制執行破産の研究九七頁以下、同「譲渡担保・所有権留保と強制執行」判例問題研究強制執行法四四頁以下、参照）。

判旨第二点が新しい問題で、本件でも焦点をなすわけだが、譲渡担保権者に第三者異議の訴えをおこす資格を認める以上、その資格が再譲渡担保契約の締結によつて失われるべきでないのも当然であろう。そうでなければ、再譲渡担保の自由が制約せられるからであつて、再譲渡担保により第三者異議の原因たる所有権が失われる筈だとの異論も、形式論にすぎない。譲渡担保権の設定によつて、設定者のもとには目的物件上の従前の設定者の権利から算術的に所有権をマイナスしたものが残るのではなく、担保権者には表面的な所有権が移転するとともに、設定者には潜在的な所有権が残るといふように、立体的な所有権帰属が考えられなければ、事の実質は損われよう。再譲渡担保契約設定のものにも、その設定者のもとには潜在的な所有権が残るのであつて、表面的な所有権ともども、こうした潜在的な所有権もまた、第三者異議の訴えの異議事由として充分である。

伊東 乾・花房博文